

## 練馬区地域福祉計画推進委員会について

## 1 推進委員会について

○計画の策定および進捗管理を行うため、公募区民や地域団体、福祉関係団体、学識経験者などを構成員とする「地域福祉計画推進委員会」を設置しました。

○推進委員会では、取組の推進状況の確認、課題の検証等を行うなど、計画の進捗管理を行います。また、計画策定時には、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行います。

専門的事項を検討するため、推進委員会に福祉のまちづくり部会および権利擁護部会を設置します。

○第5期委員の任期は、令和7年3月までの2年間です。

## 2 部会について

○推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する事項について所掌する「福祉のまちづくり部会」および成年後見制度の利用促進を中心とした事項について所掌する「権利擁護部会」を設置します。

○部会で協議した結果は、推進委員会に報告します。

## 推進委員会（親会）と部会の所掌事項

| 施策番号 | 施策内容                     | 担当         |
|------|--------------------------|------------|
| 施策1  | 区民との協働と地域の支え合いを推進する      | 推進委員会（親会）  |
| 施策2  | 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる      |            |
| 施策3  | ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める | 福祉のまちづくり部会 |
| 施策4  | 多様な人の社会参加に対する理解を促進する     |            |
| 施策5  | 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する     | 権利擁護部会     |